

平成24年度 第1回

地域包括支援分科会

## 資料 3

### 4 議事

(2) 地域主権改革に伴う条例制定について

## 地域主権改革に伴う権限移譲、条例制定及びパブリックコメントの実施について

### 1 趣旨

地域主権改革に伴う義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大及び基礎自治体への権限移譲については、「地方分権改革推進委員会」の勧告、地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）及び地域主権改革大綱（平成22年6月22日閣議決定）を踏まえ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次一括法及び第2次一括法）により関係法令が改正され、見直されることとなった。これに伴い、

現在、厚生労働省令で定められている介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者等の指定基準や児童福祉施設の最低基準等について、平成25年4月1日までに都道府県・政令指定都市・中核市の条例で制定することとなった。

これまで都道府県が実施してきた介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者等の指定・指導等の権限や理・美容所の衛生措置基準の設定権限が、平成24年度より政令指定都市及び中核市に移譲されることとなった。

### 2 条例で定めることとされた基準等

カッコ内の数字は条例制定の対象となる条文の数

#### (1) 厚生労働省令をもとに市条例を定める基準等

##### (介護保険法)

1. 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（全249条）
2. 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（全202条）
3. 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（全52条）
4. 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（全54条）
5. 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（全263条）
6. 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（全90条）
7. 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（全55条）  
平成24年通常国会へ法案提出中のもの
8. 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（全30条）
9. 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（全32条）
10. 地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準（全1条）
11. 指定に係る法人格の有無に関する基準（全4条）

##### (老人福祉法)

12. 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（全29条）
13. 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（全52条）

## **( 社会福祉法 )**

14．軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（全39条）

## **( 障害者自立支援法 )**

15．指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（全223条）

16．指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（全56条）

17．指定に係る法人格の有無に関する基準（全2条）

18．障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（全91条）

19．障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（全43条）

20．地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（全17条）

21．福祉ホームの設備及び運営に関する基準（全16条）

## **( 児童福祉法 )**

22．指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（全82条）

23．指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（全57条）

24．指定に係る法人格の有無に関する基準（全2条）

25．児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（全112条）

## **( 生活保護法 )**

26．救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（全33条）

## **( 食品衛生法 )**

27．食品、添加物、器具又は容器包装の試験を行う食品衛生施設に関して必要な事項（全1条）

## **( 医療法 )**

28．診療所の専属薬剤師の配置に関する基準（全1条）

## **( 2 ) 福岡県条例をもとに市条例を定める基準等**

### **( 理容師法・美容師法 )**

29．理容の業を行うときに講じなければならない衛生上必要な措置の基準、理容所の開設者が講じなければならない衛生上必要な措置の基準、理容所以外の場所で理容の業を行うことができる場合の基準、美容の業を行うときに講じなければならない衛生上必要な措置の基準、美容所の開設に際して衛生上必要な措置の基準、美容所以外の場所で美容の業を行うことができる場合の基準（全7条）

### **( 興行場法 )**

30．興行場の設置の場所及び構造設備に係る公衆衛生上必要な基準、営業者の講ずべき衛生措置の基準（全6条）

### **( 旅館業法 )**

31．社会教育施設等で学校・児童福祉施設に類するものの指定、営業者の講ずべき衛生措置の基準、宿泊を拒むことができる事由（全13条）

### **( 公衆浴場法 )**

32．公衆浴場の設置場所の配置基準、営業者の講ずべき衛生及び風紀に必要な措置の基準（全7条）

### **( クリーニング業法 )**

33．営業者が講ずべき措置の基準（全2条）

### 3 厚生労働省令から市条例に委任される基準の3類型

各条文は、法律で「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」に分けられている。

類型	「従うべき基準」	「標準」	「参酌すべき基準」
説明	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	法令を十分参照しなければならない基準
許容の程度	当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの	合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの
別冊の表示例	網掛け(■)の箇所	下線(―)の箇所	左記以外の箇所

### 4 条例制定についての本市の基本的な考え方

#### (1) 厚生労働省令をもとに市条例を定める基準等

国が示している「従うべき基準」については、従業者の資格や人員配置、居室面積基準、安全の確保や人権に直結する運営基準等を定めているものであり、保育所における保育士の配置基準など、本市が既に省令を上回る基準で実施している場合を除き、利用者の安全やサービス水準の確保の面から、国の基準に準じるべきと考える。

介護保険施設や障害者支援施設などの利用定員を定める基準である「標準」についても、利用者の安全やサービス水準の確保の面から、国の基準に準じるべきと考える。

一方、上記以外の基準である「参酌すべき基準」については、基準の緩和又は基準の強化について、市民や事業者等の意見も踏まえ検討する。

さらに、国の基準で定めていないものについても、本市独自の基準として、条例に盛り込むべきものがないか検討する。

#### (2) 福岡県条例をもとに市条例を定める基準等

現行の県条例で定められている基準について、本市の実情等を勘案して定める。

## 5 パブリックコメントの実施について

地域主権改革は、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくることを目指しており、国が地方に優越する上下の関係から対等なパートナーシップの関係へと大きく転換するものである。

今回制定する条例は、国が示した基準等をもとに、地方自治体が地域の实情に応じて内容を定めることが可能となっており、条例案の策定にあたり、パブリックコメントの実施により市民や事業者等の意見を広く伺うものである。

## 6 今後のスケジュール

平成24年	6月19日	保健病院委員会で条例制定に係る手続き (パブリックコメント実施案等)の報告
	7月9日	} パブリックコメントの実施
	~	
	8月8日	
	9月以降	保健病院委員会でパブリックコメント結果 の報告
	12月	12月議会に議案上程
平成25年	4月1日	条例施行

介護保険法施行規則（抜粋）

（法第百十五条の四十六第四項の厚生労働省令で定める基準）

第百四十条の六十六 法第百十五条の四十六第四項 の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 地域包括支援センターは、次号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第二十四条第二項 に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。
- 2 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。
  - イ 保健師その他これに準ずる者 一人
  - ロ 社会福祉士その他これに準ずる者 一人
  - ハ 主任介護支援専門員（第百四十条の六十八第一項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 一人
- 3 前号の規定にかかわらず、次のイから八までのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。
  - イ 第一号被保険者の数がおおむね三千人未満の市町村に地域包括支援センターを設置する場合
  - ロ 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する合併市町村又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項 に規定する一部事務組合若しくは広域連合であって、前号の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会（次号に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。ハにおいて同じ。）において認められた場合
  - ハ 市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域における第一号被保険者の数	人員配置基準
おおむね千人未満	前号イから八までに掲げる者のうちから一人又は二人
おおむね千人以上 二千人未満	前号イから八までに掲げる者のうちから二人（うち一人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね二千人以上 三千人未満	専らその職務に従事する常勤の前号イに掲げる者一人及び専らその職務に従事する常勤の前号ロ又はハに掲げる者のいずれか一人

- 4 地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第二十二条第三項 に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立的な運営を確保すること。

本市の地域包括支援センター及び統括支援センターにおける  
介護保険法等にある基準に該当する職員数について  
(平成24年6月1日現在)

地域包括支援センター及び統括支援センターの職員171人のうち、介護保険法等にある基準に該当する職員129人の内容は下記のとおり。

1 職員数

保健師 その他これに準ずる者	社会福祉士 その他これに準ずる者	主任介護支援専門員 その他これに準ずる者
43人	42人	44人

2 職員1人当たりの第1号被保険者数

保健師 その他これに準ずる者	社会福祉士 その他これに準ずる者	主任介護支援専門員 その他これに準ずる者
5,765人	5,903人	5,634人

【参考】

地域包括支援センター及び統括支援センターの業務別の職員数

職名	職員数(人)
保健師	34
主任ケアマネジャー	32
社会福祉士	32
予防担当ケアマネジャー	68
ケアシステム推進補助職員(社会福祉士)	4
ケアプラン書類管理補助職員(看護師)	1
計	171

## < 参考資料 >

### 介護保険法（平成九年十二月十七日日法律第二百二十三号）

（地域包括支援センター）

第百十五条の四十六

- 4 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

### 介護保険法施行規則（平成十一年三月三十一日厚生省令第三十六号）

第百四十条の六十六 [法第百十五条の四十六第四項](#) の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 二 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。

イ 保健師その他これに準ずる者 一人

ロ 社会福祉士その他これに準ずる者 一人

ハ 主任介護支援専門員（第百四十条の六十八第一項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 一人

### 地域包括支援センターの設置運営について（通知）（平成十九年一月十六日）

6 職員の配置等

(1) センターの人員

センターには、包括的支援事業を適切に実施するため、原則として①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を置くこととする（施行規則第140条の52第1項第2号）。しかしながら、3職種の確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合には、これらに準ずる者として、以下に掲げる者を配置することもできることとされている。

- ① 保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。  
なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。
- ② 社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者
- ③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

## 地域主権改革に伴う条例制定における意見の募集について

対象となる法律：介護保険法・老人福祉法・社会福祉法・障害者自立支援法  
 児童福祉法・生活保護法・食品衛生法・医療法・理容師法・美容師法  
 興行場法・旅館業法・公衆浴場法・クリーニング業法

### <意見募集の背景>

「地域主権改革」については、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることができる活気に満ちた地域社会を作ることを目指し、国と地方が対等なパートナーシップの関係へと転換するものとして、国レベルで見直しの作業が続けられてきました。

その後、平成23年4月と8月には、『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律』が成立しました。

この法律により、これまで厚生労働省令で定められていた介護サービス事業や障害福祉サービス事業、児童福祉施設などの人員や設備、運営に関する基準等について、それぞれ市の条例で定めることとなりました。また、これまで福岡県が実施してきた介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者などを指定・指導する権限や、理・美容所の衛生措置基準を設定する権限なども市に移譲されることとなりました。

そのため本市では、このたび、関係する条例案を作成するにあたり、現行の基準を市民の皆さんにお示しするとともに、市民の皆さんから広くご意見を募集いたします。

### <条例で定めることとされた基準等>

対象となる基準は、「意見を募集する基準一覧表」(P4～P6)のとおりです。対象となる基準には、以下の(1)(2)のものがああります。

- (1) 現在、厚生労働省令に定められている基準をもとに市の条例を定める
- (2) 現在、福岡県の条例に定められている基準をもとに市の条例を定める

上記(1)の各条文は、法律で下表の3つの類型が示されています。

類型	「従うべき基準」	「標準」	「参酌すべき基準」
説明	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	法令を十分参照しなければならない基準
許容の程度	当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの	合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

## < 条例制定についての本市の基本的な考え方 >

### ( 1 ) 厚生労働省令をもとに市条例を定める基準等

国が示している「従うべき基準」については、従業者の資格や人員配置、居室面積基準、安全の確保や人権に直結する運営基準等を定めているものであり、保育所における保育士の配置基準など、本市が既に省令を上回る基準を実施している場合を除き、利用者の安全やサービス水準の確保の面から、国の基準に準じるべきと考えます。

介護保険施設や障害者支援施設などの利用定員を定める基準である「標準」についても、利用者の安全やサービス水準の確保の面から、国の基準に準じるべきと考えます。

一方、上記以外の基準である「参酌すべき基準」については、基準の緩和又は基準の強化について、市民や事業者等の意見も踏まえ検討します。

さらに、国の基準で定めていないものについても、本市独自の基準として、条例に盛り込むべきものがないか検討します。

### ( 2 ) 福岡県条例をもとに市条例を定める基準等

現行の県条例で定められている基準について、本市の実情等を勘案して定めます。

## < 対象となる基準の主な項目内容 >

対象となる基準の主な項目内容については、「各法における基準の主な項目内容」(P7 ~ P41)をご参照ください。

この項目内容では、それぞれの基準において、人員や設備、運営などに関する項目について説明しており、「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」の分類はしておりませんので、閲覧用の「各法における基準(保健福祉局・子ども家庭局)」でご確認ください。

## < 意見募集要領 >

### ( 1 ) 意見募集期間

平成24年7月9日(月)から平成24年8月8日(水)まで

### ( 2 ) 関係資料(現行の基準)の閲覧場所

市ホームページ <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/>

各所管課(「意見を募集する基準一覧表」(P4~P6)をご覧ください。)

市民文化スポーツ局広聴課(市役所本庁舎1階)

各区役所総務企画課

各出張所

各市民センター

### ( 3 ) 意見の提出方法

氏名・住所・意見等をご記入の上、各所管課（「意見を募集する基準一覧表」(P4～P6)をご覧ください。）へ、電子メール、郵送、ファクシミリ、持参のいずれかの方法でご提出ください。

持参する場合は、市民文化スポーツ局広聴課（市役所本庁舎1階）、各区役所総務企画課でも受け付けています。

### ( 4 ) 意見提出様式

様式は自由です。 P42 の様式を参考にしてください。

いただいたご意見に対しては、後日まとめて回答を市ホームページに掲載いたしますが、個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。また、匿名によるご意見の場合は回答をいたしませんので、ご注意ください。

### ( 5 ) お問い合わせ先

各所管課（「意見を募集する基準一覧表」(P4～P6)をご覧ください。）までお問い合わせください。

## 意見を募集する基準一覧表

### (1) 厚生労働省令をもとに市条例を定める基準等

#### 【介護保険法】

1. 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
2. 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
3. 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
4. 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
5. 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
6. 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
7. 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

※ 平成24年通常国会へ法案提出中のもの

8. 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
9. 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
10. 地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準
11. 指定に係る法人格の有無に関する基準

#### 【老人福祉法】

12. 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
13. 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

#### 【社会福祉法】

14. 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準

★所管課：保健福祉局介護保険課企画管理係

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号（市役所本庁舎9階）

TEL：093-582-2771 FAX：093-582-2095

E-mail：ho-kaigo@city.kitakyushu.lg.jp

#### 【障害者自立支援法】

15. 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
16. 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準
17. 指定に係る法人格の有無に関する基準
18. 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準
19. 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準
20. 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準
21. 福祉ホームの設備及び運営に関する基準

**【児童福祉法】**（障害児に関すること）

- 22. 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
- 23. 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準
- 24. 指定に係る法人格の有無に関する基準
- 25. 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（第1章、第8章～第8章の4）

★**所管課：保健福祉局障害福祉課指定指導係**

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号（市役所本庁舎8階）  
TEL：093-582-2424 FAX：093-582-2425  
E-mail：ho-shougai@city.kitakyushu.lg.jp

**【児童福祉法】**（保育所、児童養護施設、乳児院などに関すること）

- 25. 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（第8章～第8章の4を除く）

★**所管課：子ども家庭局保育課**

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号（市役所本庁舎11階）  
TEL：093-582-2412 FAX：093-582-0070  
E-mail：kod-hoiku@city.kitakyushu.lg.jp

**【生活保護法】**

- 26. 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準

★**所管課：保健福祉局保護課管理係**

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号（市役所本庁舎9階）  
TEL：093-582-2445 FAX：093-582-2095  
E-mail：ho-hogo@city.kitakyushu.lg.jp

**【食品衛生法】**

- 27. 食品、添加物、器具又は容器包装の試験を行う食品衛生施設に関して必要な事項

★**所管課：保健福祉局生活衛生課**

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号（市役所本庁舎9階）  
TEL：093-582-2435 FAX：093-582-4037  
E-mail：ho-eisei@city.kitakyushu.lg.jp

**【医療法】**

28. 診療所の専属薬剤師の配置に関する基準

★所管課：保健福祉局保健医療課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号（市役所本庁舎9階）

TEL：093-582-2678 FAX：093-582-2598

E-mail：ho-iryuu@city.kitakyushu.lg.jp

**(2) 福岡県条例をもとに市条例を定める基準等**

**【理容師法・美容師法】**

29. 理容の業を行うときに講じなければならない衛生上必要な措置の基準、理容所の開設者が講じなければならない衛生上必要な措置の基準、理容所以外の場所で理容の業を行うことができる場合の基準

美容の業を行うときに講じなければならない衛生上必要な措置の基準、美容所の開設に際して衛生上必要な措置の基準、美容所以外の場所で美容の業を行うことができる場合の基準

**【興行場法】**

30. 興行場の設置の場所及び構造設備に係る公衆衛生上必要な基準、営業者の講ずべき衛生措置の基準

**【旅館業法】**

31. 社会教育施設等で学校・児童福祉施設に類するものの指定、営業者の講ずべき衛生措置の基準、宿泊を拒むことができる事由

**【公衆浴場法】**

32. 公衆浴場の設置場所の配置基準、営業者の講ずべき衛生及び風紀に必要な措置の基準

**【クリーニング業法】**

33. 営業者が講ずべき措置の基準

★所管課：保健福祉局生活衛生課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号（市役所本庁舎9階）

TEL：093-582-2435 FAX：093-582-4037

E-mail：ho-eisei@city.kitakyushu.lg.jp

## 各法における基準ごとの主な項目内容

### 【介護保険法】

#### 1. 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

この基準には、居宅サービス（「通所介護（デイサービス）」、「訪問介護（ホームヘルプサービス）」など）を行う事業者の満たすべき基準が各サービスごとに定められており、事業者として指定を受けるには、この基準を満たしている必要があります。

- 人員に関する基準

- （従業者の員数）…[通所介護] 93条 など
- （管理者） …[通所介護] 94条 など

- （従業者の員数）（管理者）の例

[通所介護]

93条1項 1号	生活相談員	指定通所介護の提供日ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる者→1人以上
1項 2号	看護師又は 准看護師	指定通所介護の提供日ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる者→1人以上
1項 3号	介護職員	指定通所介護の提供日ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる者、 ・利用者の数が15人まで →1人以上 ・利用者の数が15人以上 →15人を超える数を5で除して得た数に1を加えた数以上
1項 4号	機能訓練指 導員	1人以上
94条	管理者	専らその職務に従事する常勤の者

- 設備に関する基準  
（設備及び備品等）…[通所介護]95条 など

- （設備及び備品等）の例  
[通所介護]

95条2項 1号	食堂及び 機能訓練室	それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積が3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上
2項 2号	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること
95条1項	その他	・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ・ 指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等

- 運営に関する基準  
（運営規程） …[通所介護]90条 など  
（勤務体制の確保等）…[通所介護]91条 など  
（衛生管理等） …[通所介護]91条 など  
（秘密保持等） …[通所介護]91条 など  
（苦情処理） …[通所介護]91条 など  
（事故発生時の対応）…[通所介護]91条 など  
など

## 2. 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

この基準には、地域密着型サービス（「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」、「小規模多機能型居宅介護」など）を行う事業者の満たすべき基準が各サービスごとに定められており、事業者として指定を受けるには、この基準を満たしている必要があります。

- 人員に関する基準  
（従業者の員数）…[認知症対応型共同生活介護]90条 など  
（管理者） …[認知症対応型共同生活介護]91条 など

➤ (従業者の員数)(管理者)の例

[認知症対応型共同生活介護]

90条1項	介護従業者	住居ごとに常勤換算で、 ・夜間及び深夜を除き、利用者数が3人又はその端数を増すごと →1人以上 ・夜間及び深夜 →1人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な人数以上 ※1人以上の者は常勤でなければならない
5項	計画作成担当者	住居ごとに、計画の作成に関する知識及び経験を有する者で、専らその職務に従事する者を担当者とする(利用者の処遇に支障がない場合は兼務可) ※1人以上の者は介護支援専門員でなければならない
91条	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)

● 設備に関する基準

(設備及び備品等) …[認知症対応型共同生活介護]93条 など

➤ (設備及び備品等)の例

[認知症対応型共同生活介護]

93条1項	共同生活住居の数	住居の数は1又は2
2項	入居定員  設備	・5人以上9人以下  ・居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設ける

3項	居室定員	1人（例外2人）
4項	居室面積	7.43㎡以上
5項	居間、食堂	同一の場所とすることができる
6項	事業所の場所	利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域とする

● 運営に関する基準

- （運営規程） …[認知症対応型共同生活介護]102条 など  
（勤務体制の確保等） …[認知症対応型共同生活介護]103条 など  
（秘密保持等） …[認知症対応型共同生活介護]108条 など  
（苦情処理） …[認知症対応型共同生活介護]108条 など  
（事故発生時の対応） …[認知症対応型共同生活介護]108条 など  
など

**3. 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準**

この基準には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）がサービスを提供するにあたり満たすべき基準が定められており、施設として指定を受けるには、この基準を満たしている必要があります。

● 人員に関する基準

（従業者の員数） …2条

➤ （従業者の員数）の例

2条1項1号	医師	入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
2号	生活相談員	常勤で、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上
3号	介護職員又は看護師若しくは准看護師	・介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算で、入所者の数が3又はその端数を増すごと →1人以上 ・看護職員の数は、常勤換算で入所者が30を超えない場合 →1人以上 30～50を超えない場合

		→2人以上 50～130を超えない場合 →3人以上 130を超える場合 →3人に、130を超えて50又はその端数を増すごとに1人を加えて得た人数 ※1人以上は常勤の者
4号	栄養士	1人以上
5号	機能訓練指導員	1人以上（機能の改善、減退の防止の訓練を行う能力を有すると認められる者）
6号	介護支援専門員	常勤で、専らその職務に従事する者1人以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人を標準）

- 設備に関する基準  
（設備）…3条

➤ （設備）の例

3条1項1号	居室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一の居室の定員 →1人（例外2人）</li> <li>・床面積 →10.65㎡</li> <li>・設備 →ブザー又はこれに代わる設備を設ける</li> </ul>
2号	静養室	介護職員室又は看護職員室に近接して設ける
3号	浴室	要介護者が入浴するのに適したもの
4号	洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室のある階ごとに設ける</li> <li>・要介護者が使用するのに適したもの</li> </ul>
5号	便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室のある階ごとに設ける</li> <li>・ブザー又はこれに代わる設備を設ける</li> </ul>

		・要介護者が使用するのに適したもの
6号	医務室	・入所者を診療するために必要な医薬品の及び医療機器を備える ・必要に応じて臨床検査設備を設ける
7号	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3㎡に入所定員を乗じて得た面積以上 ・必要な備品を備える
8号	廊下幅	1. 8m以上（中廊下は2. 7m以上）
9号	その他	消火設備その他の災害に際して必要な設備を設ける

● 運営に関する基準

（運営規程） … 23条

（勤務体制の確保等） … 24条

（衛生管理等） … 27条

（秘密保持等） … 30条

（苦情解決） … 33条

（事故発生の防止及び発生時の対応） … 35条

など

#### **4 . 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準**

この基準には、介護老人保健施設がサービスを提供するにあたり満たすべき基準が定められています。

※ 概ね上記3. の基準と同様の内容です。

#### **5 . 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準**

この基準には、介護予防サービス（「介護予防通所介護（デイサービス）」、「介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）」など）を行う事業者の満たすべき基準が定められており、事業者として指定を受けるには、この基準を満たしている必要があります。

※ 概ね上記1. の基準と同様の内容です。

## **6．指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準**

この基準には、指定地域密着型介護予防サービス（「介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」、「介護予防小規模多機能型居宅介護」など）を行う事業者の満たすべき基準が定められており、事業者として指定を受けるには、この基準を満たしている必要があります。

※ 概ね上記2. の基準と同様の内容です。

## **7．指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準**

この基準には、指定介護療養型医療施設がサービスを提供するにあたり満たすべき基準が定められています。

※ 概ね上記3. の基準と同様の内容です。

## **8．指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準**

この基準には、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成等を行う事業者の満たすべき基準が定められており、事業者として指定を受けるには、この基準を満たしている必要があります。

- 人員に関する基準
  - （従業者の員数）… 2条
  - （管理者）… 3条

➤ （従業者の員数）（管理者）の例

2条	介護支援専門員	事業所ごとに、1人以上の常勤の者
3条	管理者	事業所ごとに、常勤で原則としてその職務に従事する者（介護支援専門員でなければならない）

- 設備に関する基準  
（設備及び備品等）…20条

➤ （設備及び備品等）の例

20条	事業の行うために必要な広さの区画を設けるほか、必要な設備及び備品等を備えること
-----	---

- 運営に関する基準  
（運営規程） …18条  
（勤務体制の確保）…19条  
（秘密保持） …23条  
（苦情処理） …26条  
（事故発生時の対応）…27条  
など

**9. 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準**

この基準には、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成等を行う事業者の満たすべき基準が定められており、事業者として指定を受けるには、この基準を満たしている必要があります。

※ 概ね上記8. の基準と同様の内容です。

**10. 地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準**

この基準は、地域包括支援センターの業務（包括的支援事業）を行うために、守るべき従事する職員の員数及び運営について定めるものです。

- 従事する職員の員数

常勤の職員の員数は、以下を原則とします。

	保健師 その他これ に準ずる者	社会福祉士 その他これに 準ずる者	主任介護支援専門員 その他これに準ずる 者
第1号被保険者数 3,000人以上 6,000人未満	1	1	1

- 運営

地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立に運営する。

### 1.1. 指定に係る法人格の有無に関する基準

この基準には、「指定居宅サービス事業者」「指定地域密着型サービス事業者」「指定介護予防サービス事業者」「指定地域密着型介護予防サービス事業者」として指定を受ける者の資格として、法人格が必要であることが定められています。

#### 【老人福祉法】

### 1.2. 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

### 1.3. 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

この基準には、養護老人ホーム、特別養護老人ホームがサービスを提供するにあたり満たすべき基準が定められています。

※ 概ね上記3. の基準と同様の内容です。

#### 【社会福祉法】

### 1.4. 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準

この基準は、軽費老人ホームがサービスを提供するにあたり満たすべき基準が定められています。

※ 概ね上記3. の基準と同様の内容です。